

○厚生労働省令第四十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第五十一条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害者介助等助成金)</p> <p>第二十条の二 障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のイからチまでのいずれかに該当する措置を行う事業主(当該措置を行わなければ、障害によりその雇用するイからチまでの障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。)</p> <p>イ(略)</p> <p>ハ(略)</p> <p>ニ その雇用する別表第一第二号又は別表第三第三号に掲げる身体障害者がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等を担当する者(手話通訳、要約筆記等について相当程度の能力を有すると機構が認める者に限る。)の委嘱</p> <p>ホ(略)</p> <p>ト(略)</p> <p>チ その雇用する障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。)である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者に限る。)である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情の改善を図るための業務を担当する者(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情の改善を図るための業務についての経験及び能力を有すると機構が認める者に限る。)の新たな配置又は委嘱</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第三(第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係)</p>	<p>(障害者介助等助成金)</p> <p>第二十条の二 障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のイからトまでのいずれかに該当する措置を行う事業主(当該措置を行わなければ、障害によりその雇用するイからトまでの障害者である労働者の適当な雇用を継続することが困難であると機構が認める事業主に限る。)</p> <p>イ(略)</p> <p>ハ(略)</p> <p>ニ その雇用する別表第一第二号又は別表第三第三号に掲げる身体障害者がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳を担当する者(手話通訳について相当程度の能力を有すると機構が認める者に限る。)の委嘱</p> <p>ホ(略)</p> <p>ト(略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第三(第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係)</p>

一・二 (略)

三 次に掲げる聴覚障害で永続するもの

イ 両耳の聴力レベルが七〇デシベル以上のもの (両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のものを除く。)

ロ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ハ 一側耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他側耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

四〇七 (略)

一・二 (略)

三 次に掲げる聴覚障害で永続するもの

両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの (両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のものを除く。)

四〇七 (略)

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。